

## 令和元年度 第2回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 令和元年5月15日（水）午後2時00分～午後3時33分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| ■ 出席委員 | 教育長      | 西 本 吉 生 |
|        | 教育長職務代理者 | 石 橋 常 男 |
|        | 委員       | 北 口 弘 子 |
|        | 委員       | 村 田 年 宏 |
|        | 委員       | 植 田 宏 和 |

■ 欠席委員 0人

|       |                 |                 |
|-------|-----------------|-----------------|
| ■ 説明員 | 教育次長            | 竹 谷 秀 俊         |
|       | 学校教育課長          | 竹 谷 正 則         |
|       | 生涯学習課長          | 竹 谷 秀 俊（教育次長兼務） |
|       | 生涯学習課生涯学習係長     |                 |
|       |                 | 増 田 晋 吾         |
|       | 学校教育指導主事        | 浅 田 平 詔         |
|       | 学校教育指導員兼社会教育指導員 |                 |
|       |                 | 稲 垣 公 美         |

|       |         |         |
|-------|---------|---------|
| ■ 事務局 | 教育次長    | 竹 谷 秀 俊 |
|       | 学校教育課主事 | 東 浦 翼   |

■ 傍聴者数 0人

■ 議事日程

- 日程1 議事録の承認
- 日程2 議事録署名委員の指名
- 日程3 会期の決定
- 日程4 諸般の報告
- 日程5 議案第1号 令和元年度相楽東部広域連合立学校の各主任の承認に係る専決処分の承認について
- 議案第2号 令和元年度相楽東部広域連合立学校評議員の委嘱に係る専決処分の承認について
- 議案第3号 相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

- 議案第 4 号 令和元年度相楽東部広域連合立学校給食センター  
運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認につ  
いて
- 議案第 5 号 相楽東部広域連合社会教育委員の委嘱に係る専決  
処分の承認について
- 議案第 6 号 相楽東部広域連合スポーツ推進委員の委嘱に係る  
専決処分の承認について
- 日程 6 議案第 7 号 相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改  
正する要綱
- 議案第 8 号 相楽東部広域連合特別支援教育就学奨励費交付要  
綱の一部を改正する要綱
- 日程 7 その他

## ■ 議 事

西本教育長

ただ今から、令和元年度第2回定例教育委員会を開会します。

日程第1、議事録の承認を議題とします。第1回定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。議事録について、ご意見、ご質問を受けたいと思います。質問等ある方は、挙手をお願いします。

(各委員よりないとの声あり)

西本教育長

質問等がないということですので、これを承認することとします。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、北口委員にお願いします。

日程第3、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(各委員より異議なしとの声あり)

西本教育長

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日1日間と決定します。

日程第4、諸般の報告を行います。

1番は私から報告します。先週、全国町村教育長会第61回定期総会並びに研究大会が開催されました。これは、毎年、東京で行われているもので、2日間にわたって開催されました。初日が総会で、午後から記念講演と実践報告がありました。記念講演は、机上にこの様なものを配っていると思います。この人は最近テレビによく出ているのですが、新井紀子さんという方です。国立情報学研究所の所長です。大学の教授で専門は数理で、この人は数学者です。ここにも書いているように「AI社会を生きる子どもたちをどう育てるか」という演題だったのですが、今の子どもたちに一番欠けているのは、この先生曰く『読解力』。この読解力が全然なっていないということです。だから読解力のない子どもにAIをどうやって注入するのかという、そこをものすごく気にされている人で、ここにも書いていますように、これは本の名前です。「AI vs 教科書が読めない子どもたち」。文科省の方も実際に読解力が弱いというのは指摘しております。新井先生のお話でなるほどなって思ったのは、例えば6年生の3学期、3月です。教師も子どもも卒業に向けて送る会とか思い出作りに真剣になっている。そんな時間があつたら中学校の教科書、中学校1年の教科書を先にもらって、子どもたちに読ませなさい。何が言いたいのかというと、小学校の記述、6年生の教科書と中1になったら内容が違ふ。字の大きさから中身からものすごく違ふ。だから、小学校から中1の4月になって、教科書の読めない子どもがいっぱい出てきていると、こういう危惧をされてそんな話をされていたのが印象的でした。実践報

告は、福島県富岡町の現状報告。それから埼玉県のリーディングスキルテスト。これも今出ていますようにこの先生が主催されています。いわゆる言語能力のその辺りのテストの実践報告がありました。2日目には、文科省から初等中等教育局の企画課長から初等中等教育の今日的課題という中で、特にこれから考えていかねばというのが、新時代の初等中等教育の在り方というのが、これをAIとかロボットとか要するにソサイエティ4.0からソサイエティ5.0の時代に入っていく中で、学校も変わっていかなければならないという、そういうことを今、文科省が中教審に諮問をしているという話から新時代の初等中等教育の在り方について説明がありました。また、校長会等で紹介していきたいというふうに思っております。以上が定期総会並びに研究大会の報告です。今の件で質問があったらお願いします。この本を読まれた方いらっしゃいませんか。私もまだ読んでないのですが、この先生、そのうちまたテレビに出てくると思いますから、その時はあの時の話かと思い出してください。よろしいですか。それでは次、報告事項2番から4番まで、教育次長お願いします。

#### 竹谷教育次長

2番、令和元年度京都府市町村教育委員会連合会定期総会・研修会の開催についてです。案内文書を添付しています。日時は5月31日の金曜日、午後1時半から5時までです。場所は京都府総合教育センターです。日程につきましては、定期総会の後、研修会となっています。京都府教育庁の山口指導部長の講演という予定になっております。後程、行き方の相談をさせていただきます。

3番、令和元年度の「連合の教育」研究会の開催についてです。実施要項を添付しています。朱書き部分が2か所ありますが、今年度に追加されております。1、本会の目的です。連合の教育の充実・発展を志す教職員が、互いに切磋琢磨する学習会を通して自らの資質・能力の向上を図り、もって、将来の連合の教育を担う人材と成ることを目指すとしております。2、研究方針は、資質の向上を図ることとしております。3、実施日時及び会場です。原則、毎月第2金曜日の夜7時から2時間、和束町体験交流センターです。4、参加資格は、本会の目的を自覚し、自ら学ぶ意欲と情熱をもち、校長が推薦するものとしております。学習内容は、5のとおりです。6、原則として講師は教頭先生が努め、世話役も務める形となっております。7、年間計画及び講師の選定等は、校長会で承認を受けるとのことです。8、運営はご覧のとおりで、会費は、年に2千円ということです。平成31年度の年間計画は、次のとおりです。5月14日、昨日です。開校式が開催されました。以降、10回開催される予定でございます。

4番、南山城村社会福祉協議会理事の推薦についてです。前任者は石橋委員で、今回も引き続きまして、石橋委員を推薦させていただきたいと思っております。任期は、平成31年4月1日から2年間となっております。報告は以上です。

#### 西本教育長

2番の研修会の出席確認をします。皆さん出席していただけますか。

(各委員から出席するとの声あり)

西本教育長

全員出席ということです。車をここから出すということですが、どうですか。直接という方おられますか。

(石橋委員は直接、他の3人の委員はここへ来るとの声あり)

竹谷教育次長

正午集合、出発ということで、食事を済ませてから集合していただくということでお願いします。以上です。

西本教育長

3番の「連合の教育」研究会は、毎年行っておるものですが、これは公務としてやっておりません。いわゆる勤務時間外に主体的に勉強会をやっているという認識でよろしくお願いします。今年のメンバーは、管内小中学校から11人です。次、5番から7番までは、学校教育課長からお願いします。

竹谷学校教育課長

5番、平成31年度第1回山城教科用図書採択地区協議会についてです。山城教育局管内の各地教委で構成される山城教科用図書採択地区協議会の第1回会議が、4月23日に開催されました。会議では、平成30年度の決算、平成31年度予算案並びに役員の選任について審議され、いずれも承認されております。平成31年度の役員体制ですが、会長には京田辺市教育委員会の西村教育長職務代理者が、副会長には宇治市教育委員会の岸本教育長並びに木津川市教育委員会の森永教育長が就任されました。今年度の教科書採択ですが、学習指導要領改訂に伴う小学校の教科書並びに平成27年度の採択から4年を経過する中学校教科書を8月末までに採択することとなります。

6番、令和元年度相楽東部広域連合立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてです。学校保健安全法第23条に学校には、学校医を置くものとして定められており、名簿の方々を委嘱しております。敬称略で紹介させていただきます。笠置小学校、学校医、伊佐治友子、学校歯科医、小西文昭、学校薬剤師、吉岡美裕。和束小学校、学校医、桐山藤重郎、学校歯科医、持木純子、学校薬剤師、久保順一。南山城小学校、学校医、竹澤健、学校歯科医、内藤邦夫、学校薬剤師、吉岡美裕。和束中学校、学校医、柳沢衛、学校歯科医、柿木正行、学校薬剤師、久保順一。笠置中学校、学校医、伊佐治友子、学校歯科医、内藤邦夫、学校薬剤師、吉岡美裕。学校毎に地元や近隣の医師、歯科医、薬剤師の方々にお願いしており、いずれの方々も昨年度に引き続き承諾をいただいております。委嘱期間は、平成31年4月1日から来年3月31日までとなっております。

7番、令和元年度在籍児童・生徒数についてです。今年度、4月1日現在の各小中学校の児童・生徒数は、添付資料のとおりとなっております。前回の教育委員会で予定数を報告していましたが、年度末に転出入の手続きを取られた家庭があり、和東小学校で1名の増、南山城小学校で2名の減、和東中学校で1名の増がありました。なお、児童生徒数の総数に変更はありません。

#### 西本教育長

教科書採択は、去年は道徳1つだけだったのですが、今年は小学校のこれまでの9教科プラス英語科、それから特別の教科 道徳が入りますので、11教科の採択となります。これを1日で採択協議会をやるわけですから、ちょっと大変かなと思います。教科書が揃ったら委員さんにも見てもらいますので、よろしくお願いします。山城地区の採択協議会につきましては、教育長とあと1名という形になりますので、あと1名については、協議願えたらなと思います。昨年度は連合が事務局でしたが今年は外れました。かなり教科数も多いですからちょっと採択も大変かなという気はしております。他、よろしいですか。次、8番と9番は、浅田学校教育指導主事から報告します。

#### 浅田学校教育指導主事

8番、土曜教育の活動計画について説明します。昨年度までは年間5回実施していましたが、本年度は年間3回実施いたします。府教委から研究実践校として5校指定を受けており、和東中学校が今年度は研究実践指定校として土曜教育に取り組んでいきます。先週、土曜日に南山城小学校と和東中学校が第1回目の土曜教育を行いました。南山城小学校は体育館で1年生を迎える会、その後PTA総会等々あった訳ですが、多くの地域の方、また、保護者の方が見えられていました。和東中学校は天候にも恵まれまして茶摘みを行いました。協力隊として関西大学の学生、木津高校の学生、和東小学校の募集児童、それと保護者、地域の協力者ということで、多くの参加者がありました。今年度から、地域学校協働活動が南山城小学校にも拡充されますし、一層の地域と協働したふるさと学習、また、土曜教育が期待されるものと思っております。回数については3回ですが、基本学期に1回としておりますが、3学期がまとめの学期でもあり、日数的にも少ないので、笠置小学校と笠置中学校は1学期と2学期で3回実施するという計画になっております。

9番、教育課程編成についてです。新学習指導要領は、平成29年3月に告示されまして、来年度から小学校、また、再来年度から中学校が全面実施になる移行期間から、円滑な実施に向けて各校教育課程を編成しております。特に道徳は中学校も「特別な教科 道徳」として来年度からスタートしますし、「特別な教科 道徳」を要とした道徳教育を推進してまいります。また、小学校の外国語ですが、3、4年生につきましては外国語活動として今まで20時間実施してまいりました。来年度からは35時間に、5、6年生は、50時間実施してまいりましたが、来年度は英語科として70時間実施いたします。5校とも2学期の開始時期を前倒しにして、8月27日からスタートして授業時数の確保を図ります。全体の計画ですが、京都府の教育振興プラン、山城の教育、連合の教育の重点に則

り、広域連合の特性、相楽東部の特性、各校の特性を活かした「ならでは」の教育の推進を目指して魅力ある教育活動を展開いたします。更に本年度から地域学校協働活動を南山城小学校にも広げて、一層地域と連携した教育活動を計画しています。それでは、表に従いまして、様式1の1には各校の目標、重点、特色ある取組、また、各学校の特性、地域の実態、学校の目指す児童生徒、地域の繋がり等、魅力ある学校づくりと学校ならではの取組を実践してまいります。2の配当時間につきましては、新学習指導要領が示した標準年間配当時間数をクリアして計画しています。小学校の標準時数は、英語を含んで各教科、それと特別の教科 道徳、外国語活動、総合の時間、特別活動、学級活動ですが、それで1年生については年間850時間、2年生は910時間、3年生は980時間、4年生から6年生まで1,015時間で、中学校は1年から3年まで1,015時間が基準の配当時間数となっております。先ほど申しましたように全てクリアしております。各小学校の特色ある教育活動は、低学年の外国語活動や行事の練習、また、1年生を迎える会、ふるさと学習、中学校体験入学等々を計画しております。より時間数を確保して計画しております。時間数の確保は、従来特色ある教育活動の時間の一部を学習に充てたり、学校全体計画から時間を生み出したり、行事の精選、また、週のコマ数の工夫、教育過程内で行っていた取組を放課後に実施して時間を確保するなど、それぞれ学校に応じた時間を生み出しております。3の行事計画ですが、小小連携、合同学習会、中中連携の合同の行事が今年度も実施されています。小学校は、明日16日から1泊2日で、3校合同で奈良県月ヶ瀬に5年生が林間学習に出発します。6月には、6日から7日の日程で合同の修学旅行を実施いたします。更に今年度の研究指定校ですが、5校が教育委員会から毎年指定をして、研究を進めることとしております。学力の向上と教職員の指導力の向上、学校の活性化、そして学校力の向上を目指して実施をいたします。和東中学校は、連合指定2年次で11月7日に人権で研究発表を行い、笠置小学校は連合指定2年次、そして山城教育局学校力向上トライアル校で12月6日に研究発表会を実施いたします。5校共に工夫を凝らした特色と魅力ある教育活動を計画しながら、事業時数の確保、学力と進路保障、地域と連携した活動、そして、地域の伝統・文化を活かしたふるさと学習など児童生徒、学校・地域の実態と現状に応じた教育課程の編成と教育活動を計画しております。以上です。

#### 西本教育長

土曜教育は、去年までは5日間やっていたのですが、今年から夏休みを短縮しましたから、2回減にしております。だから年間3回です。教育課程で特徴的なことは、英語が実際に前倒しで、5年生6年生前倒しで70時間です。これは35時間でもいい訳です。移行中ですから。でも連合は英語をきっちりやっというということで、5年6年生前倒しで70時間組んでいるということを了解してください。あと、今年は、中学校の体育大会の日がずれています。これはどういう意味で。

#### 浅田学校教育指導主事

これは2学期の前倒しということで、笠置中学校の方は規模を縮小しながら早い段階か

ら進めていって早く終わろうと。それで次の行事に備えようという、短縮して進めるということで早くから取り組むということで、始まってから2週目の土曜日です。和東中学校の方は、1週間ずれ込んで後ろの土曜日になるということです。暑さなり地域の敬老会、そういうような地域の関係もあるので今年度については、第2週の土曜日に実施するということです。今年度実施して、どうであったかという総括をしながら前にもって行った方がいいのか、また逆に後ろの方がいいのかという辺りについては再度検討するということです。

#### 西本教育長

よろしいでしょうか。毎年変えるということではありません。今年については夏休みの短縮に初めて取り組むところですから、和東中学校と笠置中学校のそれぞれの状況がありますから、今年については、和東中学校が14日、笠置中学校が7日ということになります。地域の方から教育委員さんに「今年何で違うのか」というのが出てきましたら、今年に限っては、学校の思いを尊重してというところで答えてもらったらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

#### 石橋委員

これは夏休みが短くなって、8月27日スタートの時間を使って練習しようという試みですか。暑さ対策がちょっと心配します。

#### 西本教育長

この頃の1週間というは大分に違いますから、まだまだ残暑というか、今年は、指導主事からありましたように別々に取り組んで、それぞれ一長一短あるかと思しますので、これは年度末には整理して、出来れば同じ日が良いと思いますので、それぞれの学校にも指導していきたいと思います。よろしいですか。続きまして、10番から12番まで、生涯学習課から報告してください。

#### 竹谷教育次長（生涯学習課長兼務）

10番、(1)の令和元年度和東町史編さん事業運営計画についてです。別紙を用意させていただいています。表の左側、目標です。和東町史の編さん事業を計画どおりに取り組めるよう調整しながら運営するという目標を掲げており、現状として右の方にまとめております。和東町史編さん事業方針に基づき事業を推進している。町史編さん室の運営を軌道に乗せ、町史編さんの組織をある程度機能させることはできてきたが、協力員等の町民ボランティアの活用が不十分である。地域の文化や歴史に触れて地域間交流を深め、ふるさとを愛する心を養うためにも地域住民の活用を図りたい。悉皆調査を活発にするには未発見の資料の掘り起しができるかどうかである。そのため町民の方々から資料や情報の提供がし易くできるよう工夫して取り組む必要がある。そういう現状を踏まえまして、下段の方で重点目標を掲げております。重点目標につきましては、(1)から(7)までです。ご覧の項



目でもって目標を掲げております。次のページ以降は、その目標に対しての、全ての具体的方策というのをまとめております。方針と具体的な方策ということで整理しております。以上です。続きまして、(2)の第3回自然観察会の開催についてです。主催は町史編さん室です。開催日は6月9日の日曜日、午前9時半から11時半まで。和東川、和東小学校周辺等で開催予定です。定員は20名、先着順としております。次、(3)の和東町第3回古文書講座です。日時は6月26日の水曜日、午後3時から4時半。「和東が江戸時代に納めた木材」というのがテーマです。講師は町史編さん室の渡邊専門員です。先着20名ということで予定をしております。和東町史編さん事業の進捗状況は以上です。

#### 増田生涯学習係長

11番、令和元年度社会教育事業実施計画書についてです。別紙の資料をご覧頂きたいと思います。この計画書は事業テーマ毎に大きく5つの分野に分かれております。1番目が生涯学習事業。2番目が文化事業。3番目が社会体育事業。4番目が図書室事業。5番目が成人式となっております。それぞれの分野における個々の事業の年間予定を掲載しております。実施月や内容については、講師等のご都合もございますので変更になる場合もございますが、概ね昨年度と同様の事業内容を予定しております。なお、この計画につきましては、4月26日に開催しました社会教育委員会議でも報告しております。

12番、暮らしのデザイン事業「第1回隣まちツアー 和東編」の実施についてです。開催日は6月1日の土曜日、時間は午前10時から和東町内で行われます。詳細はチラシのとおりです。以上です。

#### 西本教育長

これは事前に配布できないのか。

#### 増田生涯学習係長

内容につきましては、前回の教育委員会議で報告させていただきました主な施策をこういった形で冊子に並び替えをしているということです。内容は前回に説明させていただいたものと同じということでございます。

#### 北口委員

以前、去年にいただいたのには実施日とか分かっているのは全部入っていたと思うのですが、今回は実施月しか書いてないので、例えば、「文化のつどい」とか「いきいきフェスタ」とか「成人式」の日とか、決まっている分についてはこの冊子にあがっていたかと思います。今回はなぜあがっていないですか。

#### 増田生涯学習係長

記載の方法をできるだけ統一する形で実施月ということで整理しました。詳細の日時等については、別途、広報紙やチラシでお知らせする形を考えており、大きな計画書として

ご覧いただけたらと思っております。

#### 北口委員

既に日にちが決まっている分だけでも書いていただけると年間計画が立てやすかったりします。これをどの辺に配布されるものか分からないのですが、例えば、生涯学習の行事をやられるところだったら、だいたい何日に何があるのかなってというのが、今まではこれを見させていただいて把握していたので、できればそうしていただければありがたいです。

#### 西本教育長

事務局よろしくお願いします。町史編さん事業運営計画についても時間的に余裕があるのだったら先に配っておけば事前に見てもらえますので、その辺りのこともよろしくお願いします。諸般の報告は以上です。ただ今から、午後2時50分まで休憩します。

(午後2時45分から午後2時50分まで休憩)

#### 西本教育長

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第5、議案第1号から第6号までを一括して議題とします。議案第1号から提出理由及び説明を行います。

#### 竹谷教育次長

議案第1号から第6号まで議案の提出理由と説明をさせていただきます。

議案第1号 令和元年度相楽東部広域連合立学校の各主任の承認に係る専決処分の承認について。上記議案を提出する。令和元年5月15日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則第18条第2項の規定により、各主任を承認する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。議事録に掲載する関係で名前を読み上げさせていただきます。笠置小学校、教務主任、西村亮、保健主任、西村亮、司書教諭、三桝彰子。和東小学校、教務主任、松本美枝、保健主任、松本美枝、司書教諭、新田祐子。南山城小学校、教務主任、大久保欣浩、保健主任、大久保欣浩、司書教諭、石田智美。和東中学校、教務主任、仲西淳一、保健主任、安田昌代、生徒指導主任、西山祐也、進路指導主任、春名雅代、司書教諭、栗山智美。笠置中学校、教務主任、山田直人、保健主任、安見和代、生徒指導主任、吉松大将、進路指導主任、中川浩、司書教諭、石田直美。

議案第2号、令和元年度相楽東部広域連合立学校評議員の委嘱に係る専決処分の承認について。上記議案を提出する。令和元年5月15日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則第23条

第3項の規定により、学校評議員を委嘱する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。名前を読み上げさせていただきます。笠置小学校、小林慶昭、北川一美、谷川寛志、山本茂。和東小学校、中屋良一、西島かよ子、西山喜章。南山城小学校、西部清志、波多野幸雄、村田信子。和東中学校、岡田美紀子、中川桂子、辻恒行、岡橋聖舟。笠置中学校、山本幸男、辻本寿子、南仁志。

議案第3号、相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について。上記議案を提出する。令和元年5月15日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会設置条例第3条の規定に基づき、同委員会委員を委嘱する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。名前を読み上げさせていただきます。教育に関する学識経験を有する者、島恒生。心理に関する資格を有する者、石野朝子。福祉に関する資格を有する者、山下貴志。警察関係者、安田正樹。弁護士、和田浩。医師、長井隆夫。坂本英人、笠置小学校保護者。金本珠美、和東小学校保護者。赤木順、南山城小学校保護者。堀初美、和東中学校保護者。西村容子、笠置中学校保護者。中川隆夫、元小学校長。続きまして、参考に資料を添付しております。いじめ調査委員会設置条例によります調査委員会の名簿です。参考に読み上げさせていただきます。弁護士、臼井陽子。医師、古川裕。心理の専門関係者、森谷寛之。福祉の専門関係者、松本佳恵子。学識経験者、小寺正一です。

議案第4号、令和元年度相楽東部広域連合立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について。上記議案を提出する。令和元年5月15日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合立学校給食センターに係る運営委員会規則第4条の規定に基づき、運営委員会委員を委嘱する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。名前を読み上げさせていただきます。和東町学校給食センター運営委員会委員です。和東小学校長、竹花真治。和東中学校長、岡田善行。和東小学校給食主任、新田祐子。和東中学校給食主任、安田昌代。和東小学校保護者、金本珠美、高木里菜。和東中学校保護者、辻貴子、岡田美由紀。教育委員会委員、村田年宏。次、南山城村学校給食センター運営委員会委員です。南山城小学校長、吉田隆司。笠置中学校長、段野雅之。南山城小学校給食主任、中村泰葉。笠置中学校給食主任、山田直人。南山城小学校保護者、福川ゆみ子、井戸野紘子。笠置中学校保護者、大久保麻代、西崎恵里子。教育委員会委員、植田宏和。南山城保育園長、杉本浩子。

議案第5号、相楽東部広域連合社会教育委員の委嘱に係る専決処分の承認について。上

記議案を提出する。令和元年5月15日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合社会教育委員条例第3条の規定に基づき、社会教育委員を委嘱する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。名前を読み上げさせていただきます。石田美重子、寺坂良子、中定己、鈴木鉾一、以上、笠置町。中屋良一、西島かよ子、中川隆夫、谷本昌隆、以上、和束町。西部清志、森本恵子、西城周子、西田衣代、以上、南山城村。竹花真治、学校長代表。

議案第6号、相楽東部広域連合スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処分の承認について。上記議案を提出する。令和元年5月15日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。スポーツ基本法第32条の規定に基づき、スポーツ推進委員を委嘱する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。名前を読み上げさせていただきます。濱忠志、高岡勇、中若菜、小林慶雅、坂井政夫、以上、笠置町。大西巧、岩崎慎也、林嘉人、林あゆみ、山下貴志、森脇健次、森脇保浩、岡田恵、久保寿己、以上、和束町。乾隆志、岸田啓介、木村宣、仲窪一泰、豊田素大、関口翔平、奥田大和、以上、南山城村。以上です。よろしくお願いいたします。

西本教育長

議案第1号から第6号まで、いずれも専決処分の承認についてです。これより一括して質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いします。

(各委員からないとの声あり)

西本教育長

質問がないとのことですので、これより採決をします。採決は1件ごとに行います。

議案第1号、令和元年度相楽東部広域連合立学校の各主任の承認に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第1号は承認されました。

議案第2号、令和元年度相楽東部広域連合立学校評議員の委嘱に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって、議案第2号は承認されました。

議案第3号、相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって、議案第3号は承認されました。

議案第4号、令和元年度相楽東部広域連合立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について、承認をされる方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第4号は承認されました。

議案第5号、相楽東部広域連合社会教育委員の委嘱に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第5号は承認されました。

議案第6号、相楽東部広域連合スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第6号は承認されました。

日程第6、議案第7号及び第8号を一括して議題とします。議案の提出理由及び説明を行います。

竹谷教育次長

議案第7号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱。上記議案を提出する。令和元年5月15日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提

出の理由。本連合の就学援助の費目及び支給額については、文部科学省による要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を基準に、他市町の状況等を鑑みて決定しています。この度、2019年度要保護児童生徒援助費補助金の予算単価（案）が示され、援助の費目に「卒業アルバム代等」が追加されるとともに、支給額の単価（1人当たりの年額）が引き上げられることに伴い、本要綱の一部を改正するものです。相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱。相楽東部広域連合就学援助費交付要綱（平成30年1月22日教委要綱第5号）の一部を次のように改正する。第3条第1項第1号中「生活保護法に規定する要保護者」を「前号」に改め、同号を第2号とし、第2号中「(1)以外」を「(2)以外」に改め、同号を第3号とし、第3号を第4号とし、同項に次の1号を加える。(1) 生活保護法に規定する要保護者。第4条第1項第4号中「及びスキー学習」を削り、第11号を第12号とし、第12号を第13号とし、第10号の次に次の1号を加える。(1) 卒業アルバム代等。小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真の購入費。第4条第2項に次の1号を加える。(4) 要保護者については、前項第11号に規定する就学援助とする。第6条に次の1項を加える。2 要保護者は、生活保護法における保護決定通知書により申請書の提出にかえるものとする。別表を次のように改める。別表はご覧のとおりでございます。金額を改正しております。事前に配布しておりますので、省略させていただきます。附則、この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

#### 竹谷学校教育課長

議案について、資料の新旧対照表で説明させていただきます。この度、文部科学省において、2019年度要保護児童生徒援助費補助金の予算単価（案）が示され、援助の費目に「卒業アルバム代等」が追加されました。この卒業アルバム代等は、生活保護世帯であって、小学校6年生又は中学校3年生の児童生徒がいる場合、生活保護費と重複して支給されることから、第3条の対象者に「生活保護受給者」を追加しております。第4条第1項第4号の「及びスキー学習」の削除は、前回の改正漏れです。次、新たに第4条第1項第11号として「卒業アルバム代等」を就学援助費の種類に追加するとともに、第2項に第4号を追加し、支給範囲を定めております。更に第6条の就学援助の申請にも第2項を追加し、手続きの簡略化を定めております。また、別表では、「卒業アルバム代等」を追加するとともに、就学援助の支給額（1人当たりの年額）が引き上げられますので、文部科学省の基準に準じて、同金額に改めております。以上です。

#### 竹谷教育次長

議案第8号、相楽東部広域連合特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱。上記議案を提出する。令和元年5月15日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。本連合の就学奨励の費目及び支給額については、文部科学省による要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を基準に、他市町の状況等を鑑みて決定しています。この度、2019年度要保護児童生徒援助費補助金の予算単価（案）が示され、援助

の費目に「卒業アルバム代等」が追加されるとともに、支給額の単価（１人あたりの年額）が引き上げられることに伴い、本要綱の一部を改正するものです。相楽東部広域連合特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱。相楽東部広域連合特別支援教育就学奨励費交付要綱（平成２１年４月１日教委要綱第８号）の一部を次のように改正する。第３条中「（平成２１年相楽東部広域連合教育委員会要綱第７号）」を「（平成３０年相楽東部広域連合教育委員会要綱第５号）」に改める。第４条の見出し中「対象経費」を「種類」に、同条第１項中「対象となる経費」を「種類」に改め、同項第４号中「及びスキー学習」を削り、同項第５号中「（第１学年に限る。）」を削り、「ランドセル、かばん、」を「通学用かばん、」に改め、同項第７号を削り、同項第８号から第１１号までを１号ずつ繰り上げ、同項に次の１号を加える。(11) 卒業アルバム代等。小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真の購入費。別表を次のように改める。金額を改正しております。附則、この要綱は、公布の日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

竹谷学校教育課長

議案について、資料の新旧対照表で説明させていただきます。本要綱の改正につきましては、就学援助費交付要綱と同様に文部科学省の基準に準じ、就学奨励の種類に卒業アルバム代等を追加するとともに、別表に定める支給額（一人当たりの年額）を改めるものです。なお、第３条、第４条につきましては、前回の就学援助費交付要綱の改正を受けまして、同様の改正を行うものです。また、別表につきましては、「卒業アルバム代等」を追加し、就学援助費の２分の１の額に引き上げるものです。以上です。

西本教育長

これより一括して質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いします。

北口委員

議案第７号ですが、先ほどの説明では、新旧対照表の最初の(1)の赤い文字の「生活保護法に規定する要保護者」が追加になったのですね。この理由は生活保護法と今回のこの支給とは重複するからということなのですが、逆に生活保護法では支給しないからこれで支給するということですね。重複しては支給しないですよ。

竹谷教育次長

生活保護費として、このアルバム代等については、支給されません。生活保護費の中にはアルバム代等というのはいないからです。

北口委員

おそらく生活保護法は、他法優先ですから、他の法律で支給されたら生活保護では出さないんじゃないかと思うんです。だから相楽東部の方で出されるから生活保護では出しま

せんよと。だから生活保護を受けている人に限っては、他の項目は生活保護の方で出すけれども、その卒業アルバム代のみについて生活保護者はこの要綱でもらえるということですよ。

稲垣学校教育指導員並びに社会教育指導員

生活保護法の下で保護費として支給される範囲内に、別表のような就学援助費目は殆ど入っています。ただ、入っていないのが修学旅行費だけでしたので、生活保護受給者については、就学援助費として修学旅行費を支給していたという経過です。今回の改正では、生活保護費の中に卒業アルバム代等が含まれていませので、それぞれの市町村で生活保護費を受給している方は、就学援助費の卒業アルバム代を重複して受給できるようになったということです。

北口委員

そのアルバム代については、生活保護費の中でアルバム代は出さないからここでフォローするというので、第4号の「要保護者については、前項第11号に規定する就学援助とする」。この第11号に規定する就学援助というのは、アルバム代のことだけですね。他は生活保護の方から出るから、他は援助しないということでしょう。

稲垣学校教育指導員並びに社会教育指導員

そうです。その生活保護費の中に卒業アルバム代等が含まれていないから、別途、就学援助費として卒業アルバム代等を支給できるように改正するものです。

北口委員

わかりました。

西本教育長

他どうですか。

北口委員

議案第8号の就学奨励の「対象経費」が「種類」に文言が変わっているのですが、これは何か、文科省からのあれで変わったのか、これはどういう違いですか。

稲垣学校教育指導員並びに社会教育指導員

この第4条の規定につきましては、従来から「就学援助の対象経費」、「就学奨励の対象経費」となっていたのですが、この条文は、就学援助や就学奨励の種類を定める規定となっておりますので、前回、改正した就学援助の要綱に準じて「種類」というふうに改めるものです。今回の改正と併せて改めるものです。



北口委員

併せてということですね。就学援助費は、もう既に「種類」になっているのですね。

稲垣学校教育指導員並びに社会教育指導員

就学援助費の要綱につきまは、平成30年の改正で変えております。

北口委員

そうですか。その下の「新入学児童生徒」の（第1学年に限る。）というのが外れているのですが、何で外れたのですか。2年でも3年でもいけるということですか。

稲垣学校教育指導員並びに社会教育指導員

「第1学年に限る」を削除した理由は2つありまして、1つは第1学年になる前の段階で新入学児童生徒学用品費を入学前支給できるようになりました。また、新入学児童生徒の定義を別途要領で新小学1年生及び新中学1年生と定めましたので、「第1学年に限る」という文言を削るものです。もう1つは第1学年に限るという言葉によって、いわゆる転校等が行われた場合、第1学年であれば2回以上受給できるかのような誤解を与えるということがありますので、今回の改正と併せて削除するものです。

西本教育長

他、どうでしょうか。

（各委員からないとの声あり）

西本教育長

質問がないようですので、これより採決をします。採決は1件ごとに行います。

議案第7号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について、承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

西本教育長

挙手全員です。よって議案第7号は承認されました。

議案第8号、相楽東部広域連合特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

西本教育長

挙手全員です。よって議案第8号は承認されました。

日程第7、その他です。1の諸報告事項の①から⑦までは、事前に配布しております。特に何かございませんでしたでしょうか。

(各委員から特にないとの声あり)

西本教育長

次、2の次期定例教育委員会の開催日について協議したいと思います。事務局案を説明してください。

竹谷教育次長

6月定例教育委員会の日程調整です。お手元資料では、19日の水曜日、午後3時からとなっておりますが、その後、この日程では都合が悪いことが分かりましたので、改めてこの日以外で決定いただけたらと思います。17日の月曜日はどうでしょうか。

(教育長、委員により「定例教育委員会の日程」を協議する。)

西本教育長

次期定例教育委員会は、6月17日の月曜日、午後3時から開催します。  
3のその他、よろしくお願いします。

竹谷教育次長

令和元年度山城地方教育委員会連絡協議会理事会、定例総会及び教育長部会・委員部会合同研修会が木津川市中央図書館で開催されます。出席予定は教育長と石橋教育長職務代理者です。午後2時から理事会、教育長。午後2時40分から定期総会が始まります。これより石橋教育長職務代理者。午後4時から研修会という流れになっています。よろしくお願いします。

西本教育長

私の方から、1件連絡しておきます。毎年、7月に相楽地教委連の合同研修会が行われます。7月5日に決定しております。詳しくは連絡があるかと思いますが、予定に入れておいてください。場所は木津川市中央図書館になると思います。午後4時頃から1時間講演があります。講師は阿部山城教育局長です。よろしくお願いします。

以上で第2回定例教育委員会を終了したいと思います。ご苦勞様でした。

〈午後3時33分閉会〉

— 了 —